

# 宣誓書兼請求書 (期日前投票・不在者投票)

私は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、  
下記のいずれかの不在者投票の事由に該当する見込みです。

- ・ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- ・ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- ・ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- ・ 交通至難の島等に居住・滞在
- ・ 住所移転のため、本市町村以外に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は真実であることを誓い、併せて投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

なお、長崎県の議会の議員又は長の選挙において、貴市町から転出している場合には、引続  
居住証明書類が添付されていない場合には、引き続き長崎県の区域内に住所を有することの  
確認を申請します。

長与町選挙管理委員会委員長 様

令和 年 月 日

|                     |  |      |                      |   |   |   |
|---------------------|--|------|----------------------|---|---|---|
| 氏名                  |  | 生年月日 | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成 | 年 | 月 | 日 |
| 選挙人名簿に登録<br>されている住所 | 長崎県西彼杵郡長与町                                 |      |                      |   |   |   |
| 郵送の<br>場合の<br>送り先   | (〒 - ) ※ 連絡先の電話番号 ( ) -<br>都道府県 市区町村 番地 番号 |      |                      |   |   |   |

◎ 選挙期日までに、候補者に次のような事情が生じた場合には、当該候補者への投票は無効となります。

なお、再度投票することはできません。

1. 候補者が死亡したとき
2. 候補者届出が取り下げられたものとみなされたとき（公選法第91条第1項）
3. 候補者たることを辞したものとみなされたとき（公選法第91条第2項）
4. 候補者届出が却下されたとき（公選法第86条の4第9項）
5. 候補者が被選挙権を喪失したとき

----- [ここから下は記入しないでください] -----

| 選挙区分 | 請求方法           | 交付       |    | 投票の受理    |    | 投票区 | 名簿番号 | 整理番号 |
|------|----------------|----------|----|----------|----|-----|------|------|
|      |                | 方法       | 月日 | 方法       | 月日 |     |      |      |
|      | 本直<br>使直<br>郵便 | 直接<br>郵便 |    | 代理<br>点字 |    |     |      |      |